

第7章 東京都情報公開・個人情報保護審議会

第26条 東京都情報公開・個人情報保護審議会

第26条 情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べることができる。

東京都情報公開条例

(東京都情報公開・個人情報保護審議会)

第39条 情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため、東京都情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項のほか、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)第26条に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定する事項のほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び知事に建議することができる。
- 4 審議会は、前3項に規定する事項のほか、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議することができる。
- 5 審議会は、知事が任命する委員8人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 第4項に規定する事項について調査審議するため特に必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、知事が任命する。
- 9 臨時委員の任期は、その者の任命に係る事項の調査審議期間とする。
- 10 審議会は、第3項に規定する事項にあってはその指名する委員3人以上をもって、第4項に規定する事項にあってはその指名する委員又は臨時委員3人以上をもって構成する部会に審議させることができる。
- 11 前項の規定により行う部会の審議の手続は、公開しないことができる。
- 12 委員及び臨時委員は、前項の規定に基づき公開しないとされた部会の審議の手続において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 13 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

趣 旨

1 東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、情報公開条例第39条第1項により設置されるものである。

2 審議会は、個人情報保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べる役割を担う知事の附属機関である。

具体的には、本人からの収集の原則の例外、目的外利用・目的外提供、外部提供、本人に開示しない事項等の改善など制度運営上の重要事項についての審議及び制度の在り方についての建議を所掌するほか、審議会規則に基づき、実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合、事業者に対して個人情報保護法又は本条例に基づく勧告等を行う場合など、重要な制度運営について意見を述べるができるものである。

また、特定個人情報保護条例第23条に規定する特定個人情報保護評価に係る評価書に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いに関して、実施機関の諮問を受けて審議するほか、実施機関が特定個人情報を取り扱う事務を開始する場合に意見を述べるができるものである。

運 用

審議会の組織及び運営については、審議会規則の定めによる。

関係規則・要綱

【東京都情報公開・個人情報保護審議会規則】

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第39条第13項の規定により、東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議会の意見聴取等）

第1条の2 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第26条の規定により審議会が実施機関（同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）に意見を述べるができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合
- 二 実施機関（知事その他の執行機関に限る。次号において同じ。）が東京都個人情報の保護に関する条例第29条の4第2項の規定により事業者に対して勧告する場合
- 三 実施機関が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条の規定により知事その他の執行機関が行うこととされた同法第42条の規定による勧告又は命令をする場合
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める場合

（委員）

第2条 審議会の委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し広くかつ高い識見を有する者の

うちから、知事が任命する。

(臨時委員)

第2条の2 条例第39条第7項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、条例第39条第4項に規定する事項に係る審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、条例第39条第4項に規定する事項に係る審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、条例第39条第1項及び第2項の規定により審議をし、又は実施機関に意見を述べるに当たって、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(部会)

第6条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 第4条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「知事」とあり、及び同条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

3 部会は、部会における所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、実施機関に対し資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(専門調査員)

第7条 審議会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活文化局において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、条例第39条第3項の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項に係る審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第4 審議会の意見聴取等

（審議会の意見聴取）

- 1 各局等は、保有個人情報を取り扱う事務を新たに開始するとき又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）若しくは条例の規定により事業者に対して勧告若しくは命令を行おうとするときは、原則として、審議会に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取・報告について」（別記第8号様式）により意見を聴くものとする。

（審議会の調査）

- 2 審議会は、前項の審議のために必要があると認めるときは、関係資料の提出及び関係職員の出席を求めることができるものとする。